

「依頼検査オンライン受付」利用時のお願い

「依頼検査オンライン受付」について、以下に示した事案が多くございます。その内容によっては、確認や修正等に時間を要するため、受付や依頼事務、検査開始等が遅れてしまう場合もございます。つきましては、受付申請や試料送付の際に、下記の太字・下線箇所にご留意いただけますようお願い申し上げます。

- ① 同じ内容の予約や受付が2重・3重に申請される
送信ボタンはゆっくり1回だけ押し、ブラウザの「戻る」ボタンは押さないようにしてください。
申請時に送信ボタンを素早く複数回クリックする、ブラウザの「戻る」ボタンから再度送信ボタンを押す等した場合、同じ内容の予約や検査申請が複数送信されてしまいます。この場合、内容確認が必要となるため、予約や受付処理が遅れる原因となります
- ② 送付試料に受理番号が記入されていない
送付試料には、受付票に記載されている受理番号をはっきり記載して送付してください。
送付試料に受理番号が記載されていない場合、依頼者様への確認が必要となるため、受付が遅れ、場合によっては検査開始も遅れる場合がございます。
- ③ 受理番号と品種名が受付票と異なる
送付試料に記載する受理番号及び品種名が、受付票と異なっていないか十分に確認をお願いします。
送付試料の受理番号を間違っている、申請された品種名と異なる品種名が記載されている等の場合、依頼者様への確認が必要となるため、受付が遅れ、場合によっては検査開始も遅れる場合がございます。
- ④ 受付票が添付(同封)されていない
送付試料には必ず受付票を添付(同封)してください。
受付票を添付せずに、送付試料のみを送付される事例が散見されます。この場合、どちらの申請かを確認することに時間を要するため、受付が遅れ、場合によっては検査開始が遅れる場合がございます。

なお、オレンジ検査に限り、抽出担当が直接試料抽出を行うため、受付票を提出は必須ではございません。

⑤ 写しの数に誤りがある

依頼申請時には、原本以外に副本が必要な場合のみ「写し数」を入力してください。

報告書及び ISTA 証書原本の発行手数料は、依頼検査手数料に含まれています(ただし、ISTA 証書台紙費用を除く)。原本のみで良い場合は、写し数を「0」のまま申請願います。写し数の申請により、追加分(副本)の発行手数料や ISTA 台紙費用が請求されることとなります。なお、写し数は申請受理後に減らすことはできません。

⑥ 申請事項の修正が必要になる

申請事項については、後日修正が必要とならないよう、十分に確認の上申請いただきますようお願いいたします。品種名など申請後の修正依頼が増加しております。修正した場合には、依頼者様の確認が必要となり、依頼事務に遅れが生じます。また、入力時のトラブル防止のため、原則、申請事項の修正はしないこととなっております。

⑦ オレンジ検査のご予約・本申請のタイミングが試料抽出日に近すぎる

確実な試料抽出実施のため、本申請は、原則、サンプリング日の1週間前までとなっております。

オレンジ検査は、予約申請の後に本申請を行っていただいております。弊所では、本申請を受けた後、封印シール等のサンプリングに必要な資材の準備、抽出計画の作成等を行います。お急ぎの場合やサンプリング候補日が限定される場合は、予約申請をお早めにお問い合わせ申し上げます。

⑧ ISTA 証書に記載される「荷口の数」「荷口の総重量」の間違い及び入力漏れ

「荷口の数」のは、「種子が直接入っている」容器の数及びその単位をご入力ください。

例:小袋 1 000 袋が 1 箱に入っている場合、「1 000packets」

(「1Carton」とはなりません)。

単位も忘れずにご入力ください(例:Bag,、Packet、Carton 等)

また、「荷口の総重量」の単位の入力漏れが多く散見されます。お取引先での混乱を防ぐためにも、この総重量の単位をご入力いただきますようお願いいたします。

⑨ 種子サンプル量の不足

病害検査の送付試料は、弊所の規定量またはご希望粒数の確実なご提出をお願いいたします。

病害検査において、送付試料が不足する事例が散見されます。この場合、ご予約の日に検査が開始できず、延期されることもございます。また、延期後の検査開始日については、他の検査業務状況により大幅に遅れる場合もございます。

基本検査(発芽・純潔度合・含水量・異種の粒数検査)についても、送付試料が不足している事例が見受けられます。当検査においても、規定量を満たさない場合は、追加試料の提出等が必要になり、検査開始が遅れます。

なお、弊所でのサンプリング(計量)方法は ISTA ルールに準じて実施しております。ご不明な点やご質問がございましたらお問い合わせください。

⑩ 国内種子検査における報告書の印刷方式について

現在、弊所のシステムの都合により、「**1枚の証書に1点の結果を記載する**」**方式のみでの発行**となっております。したがって、ご依頼時に「**できるだけ結果を1枚の証書にまとめる**」を選択いただいた場合でも、「**1枚の証書に1点の結果を記載する**」**方式での発行**となります。弊所都合でご迷惑をおかけしますが、ご了承くださいますようお願いいたします。なお、印刷方式によって料金が変わることはありません。

⑪ 検査結果についての問合せ

情報セキュリティ及びコンプライアンス遵守を強化するため、種苗検査実施規程等に定めのない、検査結果のご依頼者様到着前の段階において、電話やメールによるお問い合わせ(進捗状況や一部検査の速報等)への対応については、令和7年3月末にて終了させていただきました。報告書のPDF送付についても行いません。ご了承ください。